

北九州市における共催及び後援名義の使用承諾基準

(目的)

第1条 この基準は、北九州市（以下「本市」という。）の所管業務に関わりのある各種事業に対して、当該事業の主催者の申請に基づき、本市が共催及び後援（以下「共催等」という。）名義の使用承諾を行う範囲等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 本市が事業の企画、運営に参加し、また当該事業の経費の一部を負担するなど、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。
- (2) 後援 本市が事業の趣旨に賛同する意を表することをいう。

(事業の主催者)

第3条 本市が共催等名義の使用承諾を行う事業の主催者は、国、公共団体、公共的団体及びこれに準ずる団体並びに報道機関等公共性のある企業で、定款、事務局、役員組織及び経理機構等が整備されているものとする。

2 前項の規定に関わらず、事業内容について局長、室長（北九州市副市長以下専決規定（昭和43年訓令第10号）別表第1の局長、室長の欄に掲げる者）及び区長（以下「局長等」という。）が特に適当と認めるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

(承諾基準)

第4条 本市が共催等名義の使用承諾を行う事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本市が共催名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するもので、原則として全市（区において共催名義の使用承諾を行う事業は当該区全域）を対象として行われる事業でなければならない。
 - ア 本市が当該事業に対して、経費（補助金を含む）を負担している事業。
 - イ 本市が当該事業の企画運営に参加する事業。
 - (2) 本市が後援名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ア 本市が当該事業に対して、経費（補助金を含む）を負担している事業。
 - イ 市内で開催される事業のうち、次の主催者が行うもの。
 - (ア) 国及び地方公共団体
 - (イ) 国及び地方公共団体が構成員に含まれる団体
 - (ウ) 公共的団体
 - ウ 本市政策の推進又は市の活性化あるいはイメージアップ等につながる事業。
- 2 前項の規定に関わらず、局長等が特に必要であると認めるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

(共催等名義の使用承諾を行わない事業)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等名義の使用承諾を行わないものとする。

- (1) 特定の政党、宗教又は公の選挙の候補者の支持に関係のある事業。
- (2) 営利を目的とした事業。ただし、報道機関等公共性のある企業が行う事業のうち公共性があるものについては、この限りではない。
- (3) 暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当するものが行う事業。

- (4) 反社会的勢力を利することとなる、又は反社会的勢力が運営に関与し、資金を提供し、便宜等を供与することが認められる事業。
- (5) 前4号の事業のほか、本市において共催等名義の使用承諾を行うことが不相当と認められる事業。
- 2 共催等名義の使用承諾の申請若しくは事業の実施について偽りのあったとき又は関係法令に違反したときは、共催等名義の使用承諾を取り消すことができるとともに、以後共催等名義の使用承諾を行わないことができる。
- 3 前項の場合において、本市が共催等名義の使用承諾を取り消した場合に損害が生じても、本市は賠償の責めを負わないものとする。

(申請要領)

- 第6条 本市に対して、共催等名義の使用承諾を申請しようとする者は、原則、事業実施日の1ヶ月前までに共催・後援名義使用承諾申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。
- (1) 事業計画書又は実施要綱
- (2) 主催者概要、収支予算書(参考様式1、2)
- (3) 団体等役員一覧表(様式2)
- (4) その他局長等が必要と認める書類
- 2 前項の様式については、同様の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

(共催等名義の使用承諾)

- 第7条 局長等は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第4条に掲げる要件に適合すると認められるときは、共催等名義の使用承諾を行うものとする。
- 2 局長等は、共催等名義の使用承諾にあたり、必要と認める場合は、条件を付すことができる。
- 3 共催等名義の使用承諾の決定についての決裁区分は、別表のとおりとする。

(決定の通知)

- 第8条 本市が共催等名義の使用承諾を行う若しくは行わないことを決定したときは、承諾を行う場合は、共催・後援名義使用承諾通知書(様式3)、承諾を行わない場合は、共催・後援名義使用不承諾通知書(様式4)によって、当該申請者に通知する。

(承諾内容の変更)

- 第9条 共催等名義の使用承諾を受けた者が、前条の承諾通知書に記載した事項について変更しようとする場合は、速やかに共催・後援名義使用変更承諾申請書(様式5)に関係書類を添えて提出しなければならない。
- 2 局長等は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、変更の承諾を行い、共催・後援名義使用変更承諾通知書(様式6)によって、当該申請者に通知する。

(事業報告)

- 第10条 共催等名義の使用承諾を受けた事業の主催者は、当該事業が完了したとき、事業完了後1ヶ月以内に事業報告書(参考様式3)を本市に提出しなければならない。

(委任)

- 第11条 この基準の運用にあたり必要な事項は、局長等において別に定める。

付 則
この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表 決裁区分

専決事項	決裁区分	備考
重要な講演会、研究会その他これらに類するもの	局長等	第3条第2項及び第4条第2項適用事業を含む。ただし定例的なものは除く。
講演会、研究会、その他これらに類するもの	部長	
定例的な講演会、研究会、その他これらに類するもの	課長	